

払戻金制度

採用決定者が入社後3ヶ月以内に、本人の都合による退職又は本人の責に基づく解雇により、雇用契約が終了した場合、受領した紹介手数料から次に定める金額を求人者に返還する。

- | | | |
|-----|---------------------------|-----|
| 【1】 | 入社後1ヶ月未満に雇用契約が終了した場合 | 70% |
| 【2】 | 入社後1ヶ月以上2ヶ月未満に雇用契約が終了した場合 | 50% |
| 【3】 | 入社後2ヶ月以上3ヶ月未満に雇用契約が終了した場合 | 30% |